



26 諮問 第 16 号

2014 年（平成 26 年）9 月 4 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立川 丈夫 様

逗子市長 平 井 竜



逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用事務に係る
個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項
の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

市民協働部 生活安全課 鷺原
内線 280

(別 添)

担当所管名		市民協働部 生活安全課
事務の名称		逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用に係る事務
諮問の概要		本市が公共施設に設置する防犯カメラにより、施設利用者等の顔面、容貌等を撮影し、その映像データの保管が行われる。 このことに係り、個人情報をも本人の同意なく収集すること、また、本人通知を省略することについて諮問するもの。
事務の目的及び根拠法令等		市の公共施設における、利用者等の安全確保並びに犯罪の予防及び犯罪の抑止を目的とする。別添、「逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用要綱（案）」を制定予定。
対象となる個人の類型・対象者数		公共施設の利用者、職員等
第8条関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	公共施設内設置の防犯カメラにより撮影し映像データを保管することにより、施設利用者等の顔、容貌等の個人情報を収集する。なお、カメラの設置台数と撮影範囲は必要最小限とする。
	本人以外から収集する必要性等	防犯カメラの設置、撮影及び映像データの保管は、犯罪を企図する者への心理的な抑制効果が期待され、公益上必要があると認められる。このため、施設利用者等の映像データを本人以外から収集する必要がある。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：防犯カメラの設置目的が「利用者等の安全確保並びに犯罪の予防及び犯罪の抑止」であり、防犯カメラ設置施設であることを表示することで、本人に通知したものとみなすことができるため。）
第10条関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	
	利用・提供先	
	利用・提供の理由	
	本人通知	☐ 実施 ☐ 省略（理由：）